

環 備 - 1 6 4
令和 2 年 5 月 1 8 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長



新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 15 日付け環循適発第 2005152 号及び環循規発第 2005151 号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長より別添のとおり通知があり、新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（令和 2 年環境省令第 16 号）が令和 2 年 5 月 15 日に公布され、同日から施行されることとなりました。

については、この廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令について貴会員に対し周知をお願いします。

【担当】

秋田県生活環境部
環境整備課 廃棄物対策班
電 話：018-860-1624
F A X：018-860-3835
E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp





環循適発第 2005152 号
環循規発第 2005151 号
令和 2 年 5 月 15 日

各都道府県・各政令市一般廃棄物行政主管部(局)長 殿
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行規則の特例を定める省令の施行について (通知)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令(令和2年環境省令第16号)が令和2年5月15日に公布され、同日から施行(下記の三の年次報告等に関する特例以外の特例については令和2年4月7日に遡及して適用)されることとなった。

については、下記事項に留意の上、貴管内市町村、排出事業者及び廃棄物処理業者に周知いただき、その運用に遺漏なきを期されたい。なお、この特例制度の対象となる義務であっても、履行に特段の支障がなければ、その義務の原則通りの履行をして差し支えないことは言うまでもない。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

一 各種の変更の届出の提出期限に関する特例

次に掲げる変更届の提出については、通常、その変更があった日から10日(登記事項証明書を添付すべき場合にあつては30日)以内に行うこととされているが、緊急事態宣言期間(新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)について新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた令和2年4月7日から、同条第5項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言が全都道府県の区域について解除されるまでの間をいう。以下同じ。)にこの届出

の期限が到来する場合は、変更があった日から30日以内に行えばよいこととされた。この提出期限の延長措置は、緊急事態宣言がなされている間は、たとえその対象となる区域が全国の一部である場合であっても、全国において適用される。また、届出に必要な添付書類については、七に示すとおり、柔軟な対応をとられたい。

- 1 廃棄物処理業の許可に係る軽微な変更の届出（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。））
- 2 廃棄物の再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る認定についての軽微な変更の届出（法第9条の8第8項（法第15条の4の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、第9条の9第8項（法第15条の4の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、第9条の10第6項（法第15条の4の4第3項において読み替えて準用する場合を含む。））

二 定期検査に関する特例

法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項の定期検査は、直近に行われた検査の日から5年3月以内に行うこととされているが、緊急事態宣言期間中（令和2年4月7日以降、その処理施設が所在する都道府県の区域が緊急事態宣言の対象となっている期間に限る。）及び当該緊急事態宣言期間が終了してから4月を経過するまでの間にこの期限を迎える場合には、その4月を経過する日までの間に定期検査を受ければよいこととされた。ただし、その都道府県の区域において緊急事態宣言が解除されている場合でも、例えば検査に必要な人員の移動ができないなど検査を受けることが困難と認められるときは、全国において緊急事態宣言期間が終了してから4月を経過する日までに定期検査を受ければよいこととされた。検査を受けることが困難か否かは、都道府県知事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条第1項に規定する指定都市の長等を含む。四において同じ。）において判断されたい。なお、この特例の対象となる場合であっても定期検査の実施に支障がない場合には定期検査を受けることができることは言うまでもない。

三 年次報告等に関する特例

次に掲げる報告等は、毎年度6月30日までにを行うこととされているが、令和2年度中の提出については、10月31日までにを行うこととされた。なお、この延長措置は、報告等の内容の変更を伴うものではないので、例えば1の処理の状況の報告は令和元年度の実績について行う。

- 1 廃棄物の再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る認定についての状況の報告（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第6条の12（規則第12条の12の7において読み替えて準用する場合を含む。）、第6条の24（規則第12条の12の13において読み替えて準用する場合を含む。））

- む。)及び第6条の24の16(規則第12条の12の19において読み替えて準用する場合を含む。))
- 2 多量排出事業者の産業廃棄物の処理に係る計画の提出(法第12条第9項及び第12条の2第10項)及び当該計画の実施の状況の報告(法第12条第10項及び第12条の2第11項)
 - 3 管理票交付者の管理票に関する報告書の提出(法第12条の3第7項)

四 産業廃棄物の保管の届出に関する特例

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を事業場の外において自ら保管しようとする事業者は、法第12条第3項及び第12条の2第3項の規定により、原則としてあらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならないが、緊急事態宣言期間において行う保管であって、新型インフルエンザ等による処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う場合には、法第12条第4項及び第12条の2第4項の規定による事後の届出で足ることとされた。この措置は、緊急事態宣言がなされている間は、たとえその対象となる区域が全国の一部である場合であっても、全国において適用される。

「やむを得ない理由」とは、単に通常その廃棄物を処理している処理施設が通常通りの稼働ができないために保管すべき廃棄物の量が増大して事業場での保管が容易でなくなるというだけではなく、その産業廃棄物を他の処理施設において処分又は保管することが容易でないことをいう。ただし、「容易」でないとは全く不可能であることまで求めるものではなく、例えば、他の処理施設に運搬すると通常時に比べて費用が著しく増大する場合や、排出事業者の事業場において産業廃棄物を保管することで生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある場合等には、「やむを得ない」として差し支えない。

さらに、このような事態が、新型インフルエンザ等によりもたらされたことが必要である。具体的には、例えば、通常廃棄物を処理している処理施設において次のような事態が発生し、事業場外で廃棄物を保管せざるを得なくなった場合が考えられる。

- 1 産業廃棄物処理業者等の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は濃厚接触者となり出勤を控える等の対応を行うため、処理業務に従事できず、処理能力が低下し、又は処理事業が停止した場合
- 2 マスクや防護服等の個人防護具が不足又は払底すること等により、従業員の感染防止対策が行えず収集・運搬を含む処理が停止し、又は産業廃棄物処理施設に係る定期的な点検、機能検査、補修等が実施できず、当該処理施設を安全に運転できなくなった場合
- 3 処理後物の受入先において1に掲げるような事態が発生したため、やむを得ず処理施設の稼働率を低下させた場合
- 4 1にあるような処理施設の処理能力の低下又は処理事業の停止に起因して、当該施設で処理する予定であった産業廃棄物を他の処理施設で受け入れざるを得なくなり、当該他の処理施設における処理が停滞した場合

5 新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物を優先的に処理することにより、当該感染性廃棄物以外の産業廃棄物の処理が停滞した場合

五 産業廃棄物管理票の返送等に関する特例

産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、法第12条の3第3項、第4項若しくは第5項又は第12条の5第6項の規定により、管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この送付は、処理を終了し、又は管理票の写しの送付を受けた日から10日以内に行うこととされているが、この送付の期限が緊急事態宣言期間中に到来するか、あるいは緊急事態宣言期間内に処理を終了し、又は管理票の写しの送付を受けた場合には、30日以内に送付することとされた。この措置は、緊急事態宣言がなされている間は、たとえその対象となる区域が全国の一部である場合であっても、全国において適用される。

また、いわゆる電子マニフェストを用いる場合には、運搬受託者又は処分受託者は、法第12条の5第3項又は第4項の規定により、情報処理センターに報告しなければならない。この報告は、運搬又は処分を終了した日から3日（休日等を除く。）以内に行うこととされているが、この報告の期限が緊急事態宣言期間内に到来するか、あるいは緊急事態宣言期間内に運搬又は処分を終了した場合には、運搬又は処分の日から30日以内に送付することとされた。

この送付等期限の延長措置は、新型コロナウイルス感染症への感染が発生した事業場において操業が停止した場合に、既に処理を終えた廃棄物に係る管理票をまだ送付等していなかった場合や、処理は継続しつつも新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の一環として事務職員の作業量を抑えている場合等に活用することを想定している。このような事情がなく、管理票の送付等が支障なく行うことができる場合は、期限の延長にかかわらず、速やかな送付等に努めることが求められる。また、この特例措置を利用して管理票の送付等が遅れる場合には、処理を委託した排出事業者等においてはその委託した産業廃棄物の処理状況が把握しにくくなる。このため、例えば処理施設の操業が一時停止したような場合にはその旨を排出事業者伝えるなど、情報の共有に努めることが求められる。

六 管理票が返送されなかった場合等に排出事業者等に義務が生じるまでの期間に関する特例

管理票交付者は、管理票の交付の日から90日（最終処分に係るものは180日）以内に管理票の写しの送付を受けないときは、生活環境の保全上の支障の除去等のために必要な措置を講ずる必要があることとされている。また、いわゆる電子マニフェストを使用する場合において、情報処理センターが、事業者が産業廃棄物の委託に係る情報を登録した日から90日（最終処分に係る報告は180日）以内に処分が終了した旨の報告を受けない場合において、情報処理センターからその旨の通知を受けた事業者は、生活環境の保全上の支障の除去等のために必要な措置を講ずる必要がある。

この管理票の写しの送付等の期限が緊急事態宣言期間中に到来するか、又は緊急事態宣

言期間内に管理票を交付し、若しくは情報処理センターに情報を登録した場合には、この期間を延長することとされた。具体的には、通常 90 日となっている期限は 120 日に、通常 180 日となっている期限は 240 日となる。ただし、特別管理産業廃棄物の中間処分については、期限は通常どおり 60 日のままである。この措置は、緊急事態宣言がなされている間は、たとえその対象となる区域が全国の一部である場合であっても、全国において適用される。

七 書類の提出等に関する柔軟な対応について

一般廃棄物処理業の許可の更新等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務等における対応について（通知）」（令和 2 年 5 月 12 日付け環循適発第 2005121 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）において、また、産業廃棄物処理業の許可の更新については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について（通知）」（令和 2 年 4 月 27 日付け環循規発第 2004273 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において、郵送、電子メール等を利用した申請の活用及び添付書類に係る柔軟な対応についてそれぞれお知らせしたところである。この際、更新の許可事務以外の廃棄物関係の行政手続（法第 21 条の技術管理者に係る地方公共団体の長への届出など、地方公共団体が独自に行っている手続を含む。）についても、同様に、郵送、電子メール等を利用した提出の活用及び添付書類の受付の柔軟化を積極的に推進されたい。この際、押印がない書類については、署名その他の方法により本人確認ができる場合には真正なものとして取り扱われたい。

電子メール等を活用した書類の提出の推奨にあっては、書類が真正であることの確認が難しい場合も考えられるが、電子署名の活用のほか、必要に応じて、差し当たり届出等を受け付けた上で原本は後日確認するなどの対応をとられたい。添付書類の不備がある場合においても、そのことをもって直ちに届出等を不適法とするのではなく、後日、郵送又は窓口を持参する等の方法により、最終的に提出されることをもって足りることを可能とされたい。ただし、業者が自ら単独で作成できる書類など、現状で用意することができる書類については、可能な限り添付した上で申請をすることが求められる。

なお、産業廃棄物の処理の再委託や、他の産業廃棄物処理業者に委託をし直すことについては、「新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について」（令和 2 年 4 月 17 日付け環循規発第 2004171 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において既にお知らせしているので、これによられたい。

また、令和 2 年 5 月 1 日に公布及び施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 15 号）の運用等については、既に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）」（令和 2 年 5 月 1 日付け環循適発第 2005013 号・環循規発第 2005011 号環境省環境再生・資源循環局長通知）においてお知らせされているので、これによられたい。

これらの規則の特例措置にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、真にやむを得ず必要な行政手続を行えなかった場合は、産業廃棄物処理業者等に過失がないことから、地方公共団体においては行政処分を控える等の対応を検討されたい。ただし、真にやむを得ない事由は、取り得るあらゆる手段が尽きた場合にのみ認められるべきであり、また、その事由が解消された後には、できる限り速やかに義務を履行しなければならず、地方公共団体においては、そのための指導をなされたい。

以上

